

小児、障がい者および介護者の 運賃割引について

小児運賃について

小児運賃は小学生の方に適用します。

小児運賃は大人運賃の半額(端数は10円単位に四捨五入)です。
未就学児(幼児)は乗車券を所持する同伴者1人につき、1人までは無賃、2人目から小児運賃が必要です。但し、幼児であっても座席を占有する場合は1人目から小児運賃をいただきます。

高速乗合バスの障がい者・介護者の運賃割引について

身体障がい者手帳および知的障がい者療育手帳を受けられているお客様は、下記の割引運賃でご利用いただけます。

ご利用にあたりましては運賃お支払いの際およびご利用の際に、身体障がい者手帳または療育手帳をご提示いただきます。

運賃の種類	手帳の種類		乗車する方	割引運賃の計算方法		
片道運賃	身体障がい者手帳をお持ちの方	第1種	大人	本人 介護者(大人) 介護者(小児)	大人運賃 × 0.5 小児運賃 × 0.5	
			小児	本人 介護者(大人) 介護者(小児)	小児運賃 × 0.5 大人運賃 × 0.5 小児運賃 × 0.5	
			第2種	大人	本人 介護者	大人運賃 × 0.5 割引なし
		小児	本人 介護者	小児運賃 × 0.5 割引なし		
		知的障がい者療育手帳をお持ちの方	第1種(A級)	大人	本人 介護者(大人) 介護者(小児)	大人運賃 × 0.5 大人運賃 × 0.5 小児運賃 × 0.5
				小児	本人 介護者(大人) 介護者(小児)	小児運賃 × 0.5 大人運賃 × 0.5 小児運賃 × 0.5
	第2種(B級)			大人	本人 介護者	大人運賃 × 0.5 割引なし
	小児		本人 介護者	小児運賃 × 0.5 割引なし		

※障がい者・介護者割引運賃計算後の端数は10円単位に四捨五入します。